

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷	担当者名	堀田
							485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-03	生活環境審査会運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。						
対象者等	区・区民・事業者等						
内容	<p>1 給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより、不良状態を生じさせることを禁止する</p> <p>2 廃棄物等による不良状態の禁止 (廃棄物等による不良状態) 次の状態のうち2以上が生じている状態</p> <p>① 廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態</p> <p>② 廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態</p> <p>③ 廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態</p> <p>④ 廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態</p> <p>⑤ 廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態</p>						
経過	<p>平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置</p> <p>平成21年6月17日第1回生活環境審査会</p> <p>平成23年1月11日第2回生活環境審査会</p>						
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,175	663	106	280	280	282
①決算額(27年度は見込み)		327	104	0	0	0	0	284
②人件費等		2,158	3,017	2,964	2,891	3,327	3,476	
③減価償却費			1,598	1,089	1,129	1,352	1,463	
【事務分担量】(%)		30	30	35	45	40	45	
合計(①+②+③)		2,485	4,719	4,053	4,020	4,679	4,939	284
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,485	4,719	4,053	4,020	4,679	4,939	284
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	生活環境審査会(回)	1	1	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委員報酬	審査会委員報酬	0	報酬	審査委員会報酬	0	報酬	審査委員会報酬	203
旅費	委員会出席者旅費	0	旅費	委員会出席者旅費	0	旅費	委員会出席者旅費	6
食糧費	審査会賄い（お茶等）	0	需用費	審査会賄い（お茶等）	0	需用費	審査会賄い（お茶等）	2
役務費	会議テーブル反訳	0	役務費	会議テーブル反訳	0	役務費	会議テーブル反訳	73

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	廃棄物等による不良状態については、条例適用に至らない程度の場合が多く、他施策との連携や継続的な指導など様々な対応が必要となる。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	問題解決に向け、定期的な見回り等により現状把握に努める。	定期的な見回りを実施し、特に条例適用に至ることはなかった。	引き続き、問題解決に向け、現状把握等に努めていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

議会 (要旨) 状況	20年3定 条例(案)を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	まちの環境美化推進事業	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷	担当者名	坂巻
				内線	483		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	まちの環境美化推進費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		9年度	根拠	荒川区まちの環境美化条例		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。						
対象者等	区民・事業者及び団体等						
内容	①地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、清掃用具貸与等の支援を実施 ②モデル地域の指定：まちの美化の推進が特に必要な地域を「環境美化推進モデル地域」として指定し、活動を支援 ③区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間6回） ④区内主要駅周辺でのキャンペーン活動：まちの環境美化についての普及・啓発活動及び美化活動実施 ⑤歩きたばこの禁止：マナーアップ指導員、路面表示ステッカー等による啓発、駅前の歩行喫煙実態調査の実施、ポイ捨て・歩きたばこ禁止電柱看板・横断幕の設置 ⑥主要駅周辺路上喫煙禁止：南千住・町屋・日暮里・西日暮里・三河島・新三河島駅周辺指定地域内の路上喫煙者に対して啓発指導員が巡回して禁止を指導 ⑦美化の推進を重点的に実施するため、条例で定めた荒川区環境美化の日(5月30日)の前後に、環境美化推進期間(5月15日～6月14日)を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施						
経過	平成8年10月「荒川区まちの環境美化条例」制定、平成9年4月同条例施行、平成9年4月から普及・啓発活動・活動支援を実施している。平成20年12月に条例を一部改正し、指定地区内での路上喫煙禁止などを盛り込んだ。改正条例は平成21年6月に施行した。平成25年3月には、路上喫煙禁止地区のうち、南千住駅・日暮里駅で地区の見直し（拡大）を行った。 「環境美化推進モデル地域」の指定：平成15年3月町屋地域、平成15年9月日暮里地域、平成16年6月藍染川通り地域、平成17年2月南千住東部地域、平成17年5月原町会地域（現在5地域で指定済み）						
必要性	荒川区まちの環境美化条例に基づき、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標として清潔で美しい荒川区をつくり維持していくためには、環境美化活動の普及・啓発・活動支援を実施する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民（町会等）、事業所、区職員とが連携してたばこのポイ捨て禁止及び歩きたばこ禁止等の啓発活動を行っている。現在、喫煙禁止啓発指導員について、警備会社に業務委託を行い実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		13,727	12,625	9,037	8,588	7,899	5,944
①決算額（27年度は見込み）		11,459	9,721	8,926	8,168	6,801	4,955	5,923
②人件費等		9,081	11,493	10,859	13,759	14,446	13,486	
③減価償却費			4,503	4,510	5,970	6,422	6,177	
【事務分担当量】（%）		125	142	145	185	190	190	
合計（①+②+③）		20,540	25,717	24,295	27,897	27,669	24,618	5,923
特定財源	国							
	都		6,063	6,105	0	5,088	4,262	
	その他							
一般財源		14,477	19,612	24,295	22,809	23,407	24,618	5,923
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	歩行喫煙率（%）	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	美化推進協議会	0	需用費	歩きたばこ対策	832	需用費	歩きたばこ対策	808
需用費	歩きたばこ対策	874	役務費	ポスター広告掲載料	190	役務費	ポスター広告掲載料	272
役務費	ポスター広告掲載料	253	委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	3,933	委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	4,843
委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	5,674						
使用料等	三河島駅土地賃借料	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 環境美化推進期間の参加者数 (人)	1536	1,092	1125	1,200	1,300	環境美化推進期間活動参加者数
	② 歩行喫煙率（職員による調査） (%)	0.2	0.1	0.1	0.08	0.05	歩行喫煙者数÷歩行者×100
	③						

（問題点・課題 指標分析）	1、区内での歩きたばこ、ポイ捨て、自転車乗車中の喫煙、駅周辺の路上喫煙は禁止であるが、喫煙者の中には守らない人も存在する。荒川区の方針は「わがまちはわが手で美しく」が方針であるため、喫煙者の意識の啓発を行うことが必要である。
	2、条例の周知と順守をしてもらうため、寄せられる区民の要望も含めてより効果的な方策を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 路上喫煙、ポイ捨て等に関する条例の制定 22区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	効果的な啓発等の検討を行う。 推進期間だけでなく、10月～3 月にマナーアップキャンペーンを1 0回実施（区内6駅）	推進期間以外の10月～3月にマナー アップキャンペーンを計10回実施し た。喫煙の際の啓発を呼びかける ティッシュを約7000個配布した。	マナーアップキャンペーンにお いて呼びかけを行う場所、人数、 声掛けの方法などより効果的な方 法を検討する。
②	路上喫煙・歩きたばこ、自転車乗 車中の喫煙の減少に向け、区報や ホームページのほか、効果的な場所 や掲示物の検討を行う。	喫煙に関する区報記事を従来のも のから変更し、より見やすくした。	路上ステッカーや看板の設置に ついてより適切な掲示場所を精査 し、より効果が期待される場所へ の設置を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	清潔で美しい荒川区をつくるために、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙のマナーアップに取り組むことが重要であり、今後も推進していく。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	H16二定「歩きたばこ防止」対策（罰則規定） H20四定「荒川区まちな環境美化条例」一部改正（12月17日公布）の際罰則規定を設ける意見 H23決特「改正後3年における罰則適用の検討」
--	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷	担当者名	堀田
							485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	公害規制費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。						
対象者等	区民、事業者等						
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」等に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>						
経過	<p>昭和44年4月「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。 昭和45年4月「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される） 平成13年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。 平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行 平成27年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正（最新改正）</p>						
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に関し、公害発生源に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	875	686	5,112	888	1,008	889	789	
①決算額（27年度は見込み）	619	213	4,903	343	447	320	789	
②人件費等	30,663	23,858	23,290	20,880	20,265	18,326		
③減価償却費				9,132	9,227	8,615		
【事務分担当量】（%）	415	277	275	283	273	265		
合計（①+②+③）	31,282	24,071	28,193	30,355	29,939	27,261	789	
特定財源	国							
	都							
	その他	119	68	99		66		
	一般財源	31,163	24,003	28,094	30,355	29,873	27,261	789
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	工場認可件数	8	8	12	10	8	7	
	工場等現場立入調査回数	242	306	251	430	285	341	
	公害発生に対する苦情件数	165	107	93	86	64	76	
	各種届出受付件数	538	571	521	599	595	556	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	測定機器法定点検等	249	需用費	公害規制用消耗品等	103	需用費	公害規制用消耗品等	215
需用費	公害規制用消耗品等	179	役務費	公害防止管理者講習等	20	役務費	公害防止管理者講習等	20
役務費	公害防止管理者講習等	19	委託料	測定機器法定点検等	197	委託料	測定機器法定点検等	554

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 発生源別苦情件数	86	63	76	75	70	苦情の再度申立が無いこと（件）
	② 全苦情に対する完結率（％）	94	84	93	97	100	苦情の再度申立が無いこと（％）
	③						

（問題点・課題 指標分析）	最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがあり、基準以下であっても理解してもらえないなど、対応には幅広い知識とともに説明のスキルも必要である。 また、工場経営者に様々な事情があり、すぐに解決が図れないケースも多く、指導に工夫が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	公害防止に関する研修や講習会への参加を積極的に行う。公害防止管理者資格の取得や接遇研修等に参加する機会を増やす。	東京都公害防止管理者講習に参加した。	引き続き、土壌汚染対策や大気汚染防止に関する研修会や講習会への参加を積極的に行う。
②	工場への指導徹底を図る。	工場等への指導について、現場に250回、来所時には時間をかけて行った。	引き続き工場への指導徹底を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

況 議 会 （ 要 旨 ） 状	平成25年1月建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について。
--------------------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷	担当者名	谷本
							内線
							483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	大気汚染対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 45年度		根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、ダイオキシン類対策特別措置法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	■法令基準内 ■都基準内 □区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちなの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。</li> <li>・光化学オキシダントや等の大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。</li> </ul>						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民</li> <li>・自動車を保有・管理している各所管課</li> </ul>						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集。区内は南千住に所在。）</li> <li>2 酸性雨調査：がん予防・健康づくりセンター屋上で測定。降雨量、pH濃度、導電率の3項目</li> <li>3 眺望調査：本庁屋上で調査。土・日・休日を除く毎朝実施。富士山、筑波山など遠近7カ所目視。</li> <li>4 光化学スモッグ対策 注意報等の発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区民には防災無線やメールマガジンで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはFAXで周知。</li> <li>5 区公用車の低公害車導入率調査（東京都環境局へ結果を報告する）</li> <li>6 PM2.5対策 都の一般環境大気測定局（南千住）におけるPM2.5の1日平均値が、国の「注意喚起のための暫定的な指針」により定める、70マイクログラム/立方メートルを超えると予想される場合には、区HPで注意喚起情報を発信</li> </ol>						
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止</li> <li>2 酸性雨調査 H6～</li> <li>3 眺望調査 H8～</li> <li>4 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線⇒同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供⇒都から区を通じての情報提供に変わった。</li> <li>5 PM2.5 平成26年3月～ 国から示されている「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき区HPで注意喚起情報を発信</li> <li>6 浮遊粉じん及び金属成分等調査（平成26年度をもって終了）（浮遊粉じん、金属、多環芳香族炭化水素等 11項目） S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託）</li> </ol>						
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 1 大気汚染状況の把握 2 酸性雨調査（非常勤） 3 眺望調査（非常勤） 4 光化学スモッグ対策（非常勤）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	1,213	959	377	503	511	425	83	
①決算額（27年度は見込み）	1,046	585	377	330	359	356	83	
②人件費等	2,443	1,988	1,937	4,887	5,077	4,354		
③減価償却費		1,743	1,555	3,969	4,157	3,739		
【事務分担当量】（%）	75	50	50	123	123	115		
合計（①+②+③）	3,489	4,316	3,869	9,186	9,593	8,449	83	
特定財源の推移	国	0	0	0	0	0		
	都	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	3,489	4,316	3,869	9,186	9,593	8,449	83
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ注意報発令日数（区北部）	0	20	9	4	2	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	浮遊粉じん等調査委託	299	需用費	調査用器具及び薬品類	50	需用費	調査用器具及び薬品類	83
需用費	調査用器具及び薬品類	60	委託料	浮遊粉じん等調査委託	306			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 環境基準達成状況（南千住局） （光化学オキシダントOx）	0	0	0	0	1	0：環境基準未達成 1：環境基準達成
	② 東京都実施VOC排出量削減対策事業の事業者への周知件数	0	10	10	30	30	都が実施するセミナー、アドバイザー派遣等の排出量削減対策事業
	③ 低公害車導入率（%）	94.8	94.9	96.6	96.6	96.6	区が管理、保有する低公害車の導入率

（問題点・課題 指標分析）	<p>・大気汚染物質の光化学オキシダントは、都内全測定局で環境基準が達成されていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等の固定排出源から排出される揮発性有機化合物（VOC）が挙げられる。広域かつ継続的な排出量削減は重要課題となっている。</p> <p>・自動車の排出ガス抑制については、国や九都県市の規制により一定の効果を上げてきている。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。</p> <p>・PM2.5（微小粒子状物質）の濃度について、関東近県での局地的な濃度上昇や中国での健康被害に関する各種報道等により生じる区民の不安に対応するため、正確な情報提供を行う必要がある。</p>					
	他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>・区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 3区 未実施 20区 ※荒川区は実施なし（H9年度廃止）</p> <p>・粉じん中の重金属調査 実施 4区 未実施 18区 ※荒川区は実施なし（H26年度廃止）</p> <p>・酸性雨調査 実施 5区 未実施 17区 ※荒川区は実施</p>				

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	塗装、印刷、金属等表面処理、ドライクリーニング等のVOC取扱量の多い事業者へ、都が実施している排出抑制事業の活用を促す。	窓口での事業者への資料配布などを通じて周知を図った。	ホームページやツイッターなどでの広報を追加し、継続的に周知を実施する。
②	低公害車利用と導入促進及び燃料電池車等の新技術の実用化に関する情報収集を行う。	低公害車導入状況調査による現状把握と、環境展等の視察による情報収集を行った。	継続的に実施する。
③	PM2.5については、国の指針に基づいた情報提供を区民に向けて行う。	注意喚起基準に達したことは無かったが、ホームページを通じ国の指針の情報周知を図った。	継続的に実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国・都の対策や科学的知見について情報収集を続け、区民へ情報提供を図る。

況議 （要 会 質 問 状）	・H19三定 都内の大気測定局数について
-------------------------------	----------------------



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	水質調査分析委託	218	需用費	水質調査用消耗品	29	需用費	水質調査用消耗品	41
需用費	水質調査用消耗品	42	委託料	水質調査分析委託	225	委託料	水質調査分析委託	337

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD) 75%水質値	3.2	2.5	2.7	2.5	2.5	環境基準5.0以下 (mg/l)
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隅田川の水質は改善されてきているが、近年は横ばいの状況にある。水質調査の結果を区民へ周知し、隅田川の水質に関心を持ってもらうことで、区民の環境に対する意識を高め、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。</li> <li>・ 隅田川水系浄化対策連絡協議会は昭和53年度に発足し、36年が経過した。要請行動は平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら今後も地道な活動を継続していく必要がある。</li> </ul>
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） ※河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施 ・未実施の区（文京区、渋谷区、豊島区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	水質調査を実施し、周知方法等の検討をする。	水質調査を実施し、近隣と情報交換を行った。結果は「荒川の環境」等で周知した、	引き続き隅田川の水質調査を実施し、効果的な周知方法を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	騒音・振動対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷	担当者名	金田
				内線	485		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	騒音・振動対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		52年度	根拠法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。						
対象者等	区民						
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点等において調査を実施、実態を把握し調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成26年度 日光街道（南千住5丁目）、言問大谷田線（南千住3丁目）の2地点 平成27年度 尾久橋通り（東尾久1丁目）、明治通り（荒川3丁目）の2地点 調査時間：騒音及び交通量は24時間</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り（2地点）、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点</p> <p>3 必要に応じて、在来線鉄道騒音調査を行う。</p>						
経過	<p>①自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、平成元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>③新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。（平成20年度を最後に調査は行っていない。）</p> <p>④その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線騒音調査を実施した。 平成24年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29） 平成27年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29）</p>						
必要性	法定受託事務であり、区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①自動車騒音常時監視 全部委託 委託料（予算額） 522千円</p> <p>②道路交通騒音・振動調査 ③新幹線鉄道騒音調査 ④その他調査 直営</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,148	1,075	593	682	668	1,172
①決算額（27年度は見込み）		1,047	612	538	628	500	924	645
②人件費等		3,909	4,901	5,354	2,719	3,179	3,147	
③減価償却費			2,324	2,177	1,388	1,622	1,626	
【事務分担量】（%）		75	63	70	43	48	50	
合計（①+②+③）		4,956	7,837	8,069	4,735	5,301	5,697	645
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	4,956	7,837	8,069	4,735	5,301	5,697	645
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	自動車騒音の常時監視（評価区間数）	2	2	2	2	2	2	2
	道路交通騒音・振動調査（調査地点数）	7	7	7	7	7	7	7

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	自動車騒音常時監視	491	報償費	自動車騒音振動調査	6	報償費	自動車騒音振動調査	9
報償費	自動車騒音振動調査	9	需用費	物品修繕	4	需用費	物品修繕	59
需用費	物品修繕	1	委託料	自動車騒音常時監視	501	委託料	自動車騒音常時監視	577
			備品購入費	振動レベル計	413			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 道路交通騒音環境基準達成状況(昼)	4	4	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	② 道路交通騒音環境基準達成状況(夜)	3	4	3	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している道路交通騒音振動調査の結果を、広く区民へ周知し関心を深めることにより、公害問題に対する意識を高めていく。</li> <li>在来線の騒音については沿線住民からの要望も踏まえ、必要に応じ騒音測定を行い、鉄道事業者への働きかけを行っていく。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ①自動車騒音の常時監視 実施 22区 ②道路交通騒音・振動調査 実施 22区 ③鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	調査結果をホームページで情報提供をする。	調査結果をホームページで情報提供をした。	引き続き、関心や興味を引く情報提供の方法を検討する。
②	京成線の騒音測定を行う。	京成線の騒音測定を行った。	必要に応じ測定を行い、鉄道事業者に働きかける。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	区民の生活環境を守る基礎資料として必要なため、継続していく。

況議 (要旨) 会質 問状	H26.9（本会議）鉄道沿線住民への対応について
------------------------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	泉谷		
		担当者名	金田	内線	485		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-12-01	特殊有害物質処分費				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			
終期設定	●有 ○無 39年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	07	地球環境を守るまちの実現				
	施策	02	地域の健康と安全の確保				
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。						
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物						
内容	特別措置法の概略						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物の処理計画の策定</li> <li>・ PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出</li> <li>・ 法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分（処理期限 平成28年7月14日）</li> <li>・ 平成24年12月 期限までの処分が困難なため処分期限が平成39年3月31日まで延長された。</li> </ul> <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を計画したが、平成19年度についても処分事業者から受入が困難であることが報告された。その後、平成20、21年度に高圧コンデンサをそれぞれ17台ずつ処分。平成22年度に高圧コンデンサ2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、全て処分が完了した。</p>						
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成22年度 高圧コンデンサ2台を処分</p> <p>平成23年度 微量PCB廃棄物が5台、新たに発見された</p> <p>平成24年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物1台発見）</p> <p>平成25年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物1台発見）</p> <p>平成26年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析（微量PCB廃棄物5台発見）</p>						
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。						
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>微量PCB汚染廃棄物は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。微量PCB汚染廃棄物を処理可能な認定施設が東京近郊にでき次第、処理を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		10,096	4,730	174	931	1,368	1,125
①決算額（27年度は見込み）		9,458	1,159	100	931	911	1,030	94
②人件費等		4,724	1,918	2,541	2,313	2,329	1,931	
③減価償却費			1,453	933	904	946	813	
【事務分担量】（%）		70	22	30	28	28	25	
合計（①+②+③）		14,182	4,530	3,574	4,148	4,186	3,774	94
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		14,182	4,530	3,574	4,148	4,186	3,774	94
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	高濃度PCB廃棄物処分件数	17	2	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区施設PCB定量分析	617	委託料	区施設PCB定量分析	1,030	委託料	区施設PCB定量分析	94
役務費	運搬委託契約	294						

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	PCB廃棄物の区保管量（kg）	7,793	7,793	7,900	8,000	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。
②							
③							

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定器の処分方法が確立されていないため、当分の間、適切に保管しなければならない。</li> <li>微量PCB汚染廃棄物は20台（使用中含む）あるが、現在認定処分施設が東京近郊にないため、しばらく適切に保管しなければならない。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）</p> <p>微量PCB廃棄物の処分事業者は約10社存在するが、四国や関西などすべて遠方であり。多額の運搬費がかかるため、処分を依頼するのは現実的でない。現在は東京近郊に処分業者ができるのを待っている状況である。他区も同様の状況である。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切に保管されているか、保管状況を確認する。	適切な保管状況を確認した。	適切に保管されているか、引き続き保管状況を確認する。処理施設が稼働したら、速やかに処分する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に管理する。

議 会 質 問 状 況 （要旨）	
---------------------	--